



四 別表第二第五号、第七 号及び第十三号に掲げる箇所 （別表第二第七号に掲げる箇所に あつては、研削盤、ドラムサンダー等の回転 のこと。）	一 別表第二第一号に掲げる箇所 （衝撃式削岩機を用いて掘削する箇所に限る。）	二 別表第二第一号、第三 号及び第四号に掲げる箇所 （別表第二第一号に掲げる箇所にあつては、衝撃式削 岩機を用いて掘削する箇所を除く。）	三 別表第二第二号に掲げる箇所 （別表第二第十二号に掲げる箇所に限る。）	四 別表第二第十四号及び 第十別表第二第十四号に掲げる箇所 （別表第二第十四号に掲げる箇所に限る箇所）

五 別表第二第六号、第八 号及び第十四号に掲げる箇 所（別表第二第八号に掲げる 箇所にあつては、アルミニウム ニウムはくを破碎し、粉碎 し、又はふるい分ける箇所 を除く。）	六 別表第二第七号に掲げる 箇所（研削盤、ドラムサ ンダー等の回転体を有する 機械を用いて岩石、鉱物若 しくは金属を研磨し、若し くはばり取りし、又は金属 を裁断する箇所に限る。）	七 別表第二第八号に掲げる 箇所（アルミニウムはく を破碎し、粉碎し、又はふ るい分ける箇所を除く。）	八 別表第二第九号及び第 十二号に掲げる箇所	九 別表第二第十号及び第 十一号に掲げる箇所

十 別表第二第十四号及び 第十五号に掲げる箇所（別 設置すること。	一 密閉する設備を設置すること。 二 湿潤な状態に保つための設備を設置すること。 三 湿潤な状態に保つための設備を設置すること。 四 湿潤な状態に保つための設備を設置すること。	一 密閉する設備を設置すること。 二 湿潤な状態に保つための設備を設置すること。 三 湿潤な状態に保つための設備を設置すること。	一 密閉する設備を設置すること。 二 湿潤な状態に保つための設備を設置すること。	一 密閉する設備を設置すること。 二 湿潤な状態に保つための設備を設置すること。

2 第五条から前条までの規定は、次の各号のい ずれかに該当する場合であつて、事業者が、當 該粉じん作業に従事する労働者に対し、有効な 換気装置の風量の増加その他必要な措置を講じ なければならない。	2 事業者は、粉じん作業を行う坑内作業場にお いて前項の規定による測定を行つときは、厚生 労働大臣の定めるところにより、當該坑内作業 場における粉じん中の遊離けい酸の含有率を測 定しなければならない。ただし、當該坑内作業 場における鉱物等中の遊離けい酸の含有率が明 らかな場合にあつては、この限りでない。	2 事業者は、粉じん作業を行う坑内作業場にお いて前項の規定による測定を行つときは、厚生 労働大臣の定めるところにより、當該坑内作業 場における粉じん中の遊離けい酸の含有率を測 定しなければならない。ただし、當該坑内作業 場における鉱物等中の遊離けい酸の含有率が明 らかな場合にあつては、この限りでない。	2 事業者は、粉じん作業を行う坑内作業場にお いて前項の規定による測定を行つときは、厚生 労働大臣の定めるところにより、當該坑内作業 場における粉じん中の遊離けい酸の含有率を測 定しなければならない。ただし、當該坑内作業 場における鉱物等中の遊離けい酸の含有率が明 らかな場合にあつては、この限りでない。	2 事業者は、粉じん作業を行う坑内作業場にお いて前項の規定による測定を行つときは、厚生 労働大臣の定めるところにより、當該坑内作業 場における粉じん中の遊離けい酸の含有率を測 定しなければならない。ただし、當該坑内作業 場における鉱物等中の遊離けい酸の含有率が明 らかな場合にあつては、この限りでない。

呼吸用保護具（別表第三第三号の二に掲げる作業を行なう場合にあつては、防じん機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具である防じん機能を有するものに限る。以下この項において同じ。）を使用させたとき（当該粉じん作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあつては、当該粉じん作業に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させたとき）は、適用しない。

#### 一 臨時の粉じん作業であつて、特定粉じん作業以外のものを行う場合

#### 二 同一の作業場において特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う期間が短い場合

#### 三 同一の作業場において特定粉じん作業以外の粉じん作業を行なう時間が短い場合

#### 四 内容積が十八リットル未満の混合機による作業を行なう場合

#### 五 ふるい面積が七百平方センチメートル未満のふるい分け機を用いて特定粉じん作業を行う場合

#### 六 特定粉じん発生源を除く。）を有する場合に限る（作業場の構造等により設備等を設けることが困難な場合の適用除外）

#### 第七条 第四条の規定は、特定粉じん作業を行なう場合において作業場の構造、作業の性質等により同条の措置を講ずることが著しく困難である

と所轄労働基準監督署長が認定したときは、適用しない。この場合において、事業者は、当該特定粉じん作業に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具を使用させ（当該特定粉じん作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあっては、当該特定粉じん作業に従事する労働者に対する定粉じん発生源を除く。）を有する場合に限る（当該特定粉じん発生源を除く。）に係るものには、除じん装置を設けなければならない。

#### 第三章 設備の性能等

##### （局所排気装置等の要件）

第十一條 事業者は、第四条又は第二十七条第一項ただし書の規定により設ける局所排気装置について、次に定めるところに適合するものとしなければならない。

（局所排気装置等の稼働）

第十二条 事業者は、第四条又は第二十七条第一項ただし書の規定により設ける局所排気装置に於ける限りでない。

四 厚生労働大臣が定める要件を具備していること。

三 排出口は、屋外に設けられていること。

二 フードは、粉じんの発生源ごとに設けられ、かつ、外付け式フードについては、当該

発生源にできるだけ近い位置に設けられていること。

一 フードは、粉じんの発生源ごとに設けられた

こと。

三 前条第一項の規定により除じん装置を付設する局所排気装置の排風機は、除じんをした

後空気が通る位置に設けられていること。

二 ダクトは、長さができるだけ短く、ペンド

の数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられている等掃除しやすい構

造のものであること。

一 所轄労働基準監督署長は、前項の粉じん障害防止規則一部適用除外認定申請書を受けた場合において、第一項の認定をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該事業者に通知しなければならない。

四 第一項の認定を受けた事業者は、第二項の粉じん障害防止規則一部適用除外認定申請書又は第二号）に、当該作業場の見取図を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならぬ。

五 第十一条 事業者は、第一項の認定に係る特定粉じん作業が作業場の構造、作業の性質等により第四条の措置を講ずることが著しく困難であると認められなくなつたときは、遅滞なく、当該認定を取り消すものとする。

（除じん装置の設置）

第十二条 事業者は、第四条の規定により設ける局所排気装置のうち、別表第二第六号から第九号まで、第十四号及び第五号に掲げる特定粉じん発生源（別表第二第七号に掲げる特定粉じん発生源にあつては、一事業場当たり十以上の特定粉じん発生源（前三条の規定により、第四条の規定が適用されない特定粉じん作業に係る特

定粉じん発生源を除く。）を有する場合に限る（事業場の構造等により設備等を設けるものには、除じん装置を設けなければならない。

二 前条第二項の規定により除じん装置を付設するプッシュ型換気装置の排風機は、除じんをした後の空気が通る位置に設けられ、等掃除しやすい構造のものであること。

一 ダクトは、長さができるだけ短く、ペンド

の数ができるだけ少なく、かつ、適当な箇所に掃除口が設けられている等掃除しやすい構

造のものであること。

二 前条第二項の規定により除じん装置を付設するプッシュ型換気装置の排風機は、除じんをした後の空気が通る位置に設けられ、等掃除しやすい構造のものであること。

三 排出口は、屋外に設けられていること。

粉じんの種類	除じん方式
ヒューム	ろ過除じん方式
ヒューム以外の粉じん	電気除じん方式

粉じんの種類	除じん方式
ヒューム	ろ過除じん方式
ヒューム以外の粉じん	電気除じん方式

粉じんの種類	除じん方式
ヒューム	ろ過除じん方式
ヒューム以外の粉じん	電気除じん方式

粉じんの種類	除じん方式
ヒューム	ろ過除じん方式
ヒューム以外の粉じん	電気除じん方式

粉じんの種類	除じん方式
ヒューム	ろ過除じん方式
ヒューム以外の粉じん	電気除じん方式

粉じんの種類	除じん方式
ヒューム	ろ過除じん方式
ヒューム以外の粉じん	電気除じん方式

粉じんの種類	除じん方式
ヒューム	ろ過除じん方式
ヒューム以外の粉じん	電気除じん方式

粉じんの種類	除じん方式
ヒューム	ろ過除じん方式
ヒューム以外の粉じん	電気除じん方式

粉じんの種類	除じん方式
ヒューム	ろ過除じん方式
ヒューム以外の粉じん	電気除じん方式

粉じんの種類	除じん方式
ヒューム	ろ過除じん方式
ヒューム以外の粉じん	電気除じん方式

粉じんの種類	除じん方式
ヒューム	ろ過除じん方式
ヒューム以外の粉じん	電気除じん方式

粉じんの種類	除じん方式
ヒューム	ろ過除じん方式
ヒューム以外の粉じん	電気除じん方式

局所排気装置又はブッシュブル型換気装置が稼働している間、有効に稼働させなければならぬ。湿式型の衝撃式削岩機については、労働者が当該衝撃式削岩機に係る特定粉じん作業に従事する間、有効に給水を行わなければならない。

事業者は、前項の特定粉じん作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該特定粉じん作業に従事する間（労働者が当該特定粉じん作業に従事するときを除く。）同項の衝撃式削岩機に有効に給水を行うこと等について配慮しなければならない。

**（湿潤な状態に保つための設備による湿潤化）**

**第十六条** 事業者は、第四条又は第二十七条第一項ただし書の規定により設ける粉じんの発生源を湿潤な状態に保つための設備により、労働者が当該設備に係る粉じん作業に従事する間、当該粉じんの発生源を湿潤な状態に保たなければならぬ。

事業者は、前項の粉じん作業の一部を請負人に請け負わせるときは、当該請負人が当該粉じん作業に従事する間（労働者が当該粉じん作業に従事するときを除く。）同項の設備により、粉じんの発生源を湿潤な状態に保つこと等について配慮しなければならない。

#### 第四章 管理

（局所排気装置等の定期自主検査）

**第十七条** 労働安全衛生法施行令（以下「令」という。）第十五条第一項第九号の厚生労働省令で定める局所排気装置、ブッシュブル型換気装置及び除じん装置（粉じん作業に係るものに限る。）は、第四条及び第二十七条第一項ただし書の規定により設ける局所排気装置及びブッシュブル型換気装置並びに第十条の規定により設ける除じん装置とする。

事業者は、前項の局所排気装置、ブッシュブル型換気装置及び除じん装置については、一年以内ごとに一回、定期に、次の各号に掲げる装置の種類に応じ、当該各号に掲げる事項について自主検査を行わなければならない。ただし、一年を超える期間使用しない同項の装置の当該使用しない期間においては、この限りでない。

一 局所排気装置  
イ フード、ダクト及びファンの摩耗、腐食、くぼみその他損傷の有無及びその程度

二 検査箇所  
（点検）  
三 検査方法  
四 検査の結果  
五 検査を実施した者の氏名  
六 検査の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容

口 ダクト及び排風機における粉じんの堆積状態  
ハ ダクトの接続部における緩みの有無  
二 電動機とファンとを連結するベルトの作動状態  
二 ブッシュブル型換気装置  
イ フード、ダクト及びファンの磨耗、腐食、くぼみその他損傷の有無及びその程度  
ロ ダクト及び排風機における粉じんの堆積状態  
二 点検方法  
三 点検箇所  
四 点検の結果  
五 点検を実施した者の氏名  
六 点検の結果に基づいて補修等の措置を講じたときは、その内容  
（補修等）  
（定期自主検査の記録）

第一節 第二十一条 第二十二条 第二十三条の二 第二十四条 第二十五条 第二十六条 第二十七条 第二十八条 第二十九条 第三十条 第三十一条 第三十二条 第三十三条 第三十四条 第三十五条 第三十六条 第三十七条 第三十八条 第三十九条 第四十条 第四十一条 第四十二条 第四十三条 第四十四条 第四十五条 第四十六条 第四十七条 第四十八条 第四十九条 第五十条 第五十一条 第五十十二条 第五十十三条 第五十十四条 第五十十五条 第五十十六条 第五十十七条 第五十十八条 第五十十九条 第六十条 第六十一条 第六十十二条 第六十十三条 第六十十四条 第六十十五条 第六十十六条 第六十十七条 第六十十八条 第六十十九条 第七十条 第七十一条 第七十十二条 第七十十三条 第七十十四条 第七十十五条 第七十十六条 第七十十七条 第七十十八条 第七十十九条 第八十条 第八十一条 第八十十二条 第八十十三条 第八十十四条 第八十十五条 第八十十六条 第八十十七条 第八十十八条 第八十十九条 第九十条 第九十一条 第九十十二条 第九十十三条 第九十十四条 第九十十五条 第九十十六条 第九十十七条 第九十十八条 第九十十九条 第一百条 第一百一十二条 第一百一十三条 第一百一十四条 第一百一十五条 第一百一十六条 第一百一十七条 第一百一十八条 第一百一十九条 第一百二十条 第一百二十二条 第一百二十三条 第一百二十四条 第一百二十五条 第一百二十六条 第一百二十七条 第一百二十八条 第一百二十九条 第一百三十条 第一百三十一条 第一百三十十二条 第一百三十十三条 第一百三十十四条 第一百三十十五条 第一百三十十六条 第一百三十十七条 第一百三十十八条 第一百三十十九条 第一百二十条 第一百二十二条 第一百二十三条 第一百二十四条 第一百二十五条 第一百二十六条 第一百二十七条 第一百二十八条 第一百二十九条 第一百三十条 第一百三十一条 第一百三十十二条 第一百三十十三条 第一百三十十四条 第一百三十十五条 第一百三十十六条 第一百三十十七条 第一百三十十八条 第一百三十十九条 第一百二十条 第一百二十二条 第一百二十三条 第一百二十四条 第一百二十五  
（掲示）

第二節 第二十二条 第二十三条 第二十四条 第二十五条 第二十六条 第二十七条 第二十八条 第二十九条 第三十条 第三十一条 第三十二条 第三十三条 第三十四条 第三十五条 第三十六条 第三十七条 第三十八条 第三十九条 第四十条 第四十一条 第四十二条 第四十三条 第四十四条 第四十五条 第四十六条 第四十七条 第四十八条 第四十九条 第五十条 第五十一条 第五十十二条 第五十十三条 第五十十四条 第五十十五条 第五十十六条 第五十十七条 第五十十八条 第五十十九条 第六十条 第六十一条 第六十十二条 第六十十三条 第六十十四条 第六十十五条 第六十十六条 第六十十七条 第六十十八条 第六十十九条 第七十条 第七十一条 第七十十二条 第七十十三条 第七十十四条 第七十十五条 第七十十六条 第七十十七条 第七十十八条 第七十十九条 第八十  
（掲示）

第三節 第二十三条 第二十四条 第二十五条 第二十六条 第二十七条 第二十八条 第二十九条 第三十条 第三十一条 第三十二条 第三十三条 第三十四条 第三十五条 第三十六条 第三十七条 第三十八条 第三十九条 第四十  
（掲示）

第四節 第二十四条 第二十五条 第二十六条 第二十七条 第二十八条 第二十九条 第三十  
（掲示）

第五節 第二十五条 第二十六条 第二十七条 第二十八条 第二十九条 第三十  
（掲示）

第六節 第二十六条 第二十七条 第二十八  
（掲示）

第七節 第二十七  
（掲示）

第八節 第二十八  
（掲示）

第九節 第二十九  
（掲示）

第十節 第三十  
（掲示）

第十一節 第三十一  
（掲示）

第十二節 第三十二  
（掲示）

第十三節 第三十三  
（掲示）

第十四節 第三十四  
（掲示）

第十五節 第三十五  
（掲示）

第十六節 第三十六  
（掲示）

第十七節 第三十七  
（掲示）

第十八節 第三十八  
（掲示）

第十九節 第三十九  
（掲示）

第二十節 第四十  
（掲示）

第二十一節 第四十一  
（掲示）

第二十二節 第四十二  
（掲示）

第二十三節 第四十三  
（掲示）

第二十四節 第四十四  
（掲示）

第二十五節 第四十五  
（掲示）

第二十六節 第四十六  
（掲示）

第二十七節 第四十七  
（掲示）

第二十八節 第四十八  
（掲示）

第二十九節 第四十九  
（掲示）

第三十節 第五十  
（掲示）

第三十一節 第五十一  
（掲示）

第三十二節 第五十二  
（掲示）

第三十三節 第五十三  
（掲示）

第三十四節 第五十四  
（掲示）

第三十五節 第五十五  
（掲示）

第三十六節 第五十六  
（掲示）

第三十七節 第五十七  
（掲示）

第三十八節 第五十八  
（掲示）

第三十九節 第五十九  
（掲示）

第四十節 第六十  
（掲示）

第四十一節 第六十  
（掲示）

第四十二節 第六十  
（掲示）

第四十三節 第六十  
（掲示）

第四十四節 第六十  
（掲示）

第四十五節 第六十  
（掲示）

第四十六節 第六十  
（掲示）

第四十七節 第六十  
（掲示）

第四十八節 第六十  
（掲示）

第四十九節 第六十  
（掲示）

第五十節 第六十  
（掲示）

第五十一節 第六十  
（掲示）

第五十二節 第六十  
（掲示）

第五十三節 第六十  
（掲示）

第五十四節 第六十  
（掲示）

第五十五節 第六十  
（掲示）

第五十六節 第六十  
（掲示）

第五十七節 第六十  
（掲示）

第五十八節 第六十  
（掲示）

第五十九節 第六十  
（掲示）

第六十節 第六十  
（掲示）

第六十一節 第六十  
（掲示）

第六十二節 第六十  
（掲示）

第六十三節 第六十  
（掲示）

第六十四節 第六十  
（掲示）

第六十五節 第六十  
（掲示）

第六十六節 第六十  
（掲示）

第六十七節 第六十  
（掲示）

第六十八節 第六十  
（掲示）

第六十九節 第六十  
（掲示）

第七十節 第六十  
（掲示）

第七十一節 第六十  
（掲示）

第七十二節 第六十  
（掲示）

第七十三節 第六十  
（掲示）

第七十四節 第六十  
（掲示）

第七十五節 第六十  
（掲示）

第七十六節 第六十  
（掲示）

第七十七節 第六十  
（掲示）

第七十八節 第六十  
（掲示）

第七十九節 第六十  
（掲示）

第八十節 第六十  
（掲示）

第八十一節 第六十  
（掲示）

第八十二節 第六十  
（掲示）

第八十三節 第六十  
（掲示）

第八十四節 第六十  
（掲示）

第八十五節 第六十  
（掲示）

第八十六節 第六十  
（掲示）

第八十七節 第六十  
（掲示）

第八十八節 第六十  
（掲示）

第八十九節 第六十  
（掲示）

第九十節 第六十  
（掲示）

第九十一節 第六十  
（掲示）

第九十二節 第六十  
（掲示）

第九十三節 第六十  
（掲示）

第九十四節 第六十  
（掲示）

第九十五節 第六十  
（掲示）

第九十六節 第六十  
（掲示）

第九十七節 第六十  
（掲示）

第九十八節 第六十  
（掲示）

第九十九節 第六十  
（掲示）

第一百節 第六十  
（掲示）

第一百一十一節 第六十  
（掲示）

第一百一十二節 第六十  
（掲示）

第一百一十三節 第六十  
（掲示）

第一百一十四節 第六十  
（掲示）

第一百一十五節 第六十  
（掲示）

第一百一十六節 第六十  
（掲示）

第一百一十七節 第六十  
（掲示）

第一百一十八節 第六十  
（掲示）

第一百一十九節 第六十  
（掲示）

第一百二十節 第六十  
（掲示）

第一百二十一節 第六十  
（掲示）

第一百二十二節 第六十  
（掲示）

第一百二十三節 第六十  
（掲示）

第一百二十四節 第六十  
（掲示）

第一百二十五節 第六十  
（掲示）

第一百二十六節 第六十  
（掲示）

第一百二十七節 第六十  
（掲示）

第一百二十八節 第六十  
（掲示）

第一百二十九節 第六十  
（掲示）

第一百三十節 第六十  
（掲示）

第一百三十  
（掲示）

（発破終了後の措置）  
使用者が使用者を請け負わせる場合にあつては、当該清掃に従事する労働者に対し、有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に対し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させたときは、その他の方法により清掃を行うことができる。

**第二十四条の二** 事業者は、ずい道等の内部において、ずい道等の建設の作業のうち、発破の作業を行つたときは、作業に従事する者が発破による粉じんが適当に薄められる前に発破をした箇所に近寄ることについて、発破による粉じんが適当に薄められた後でなければ発破をした箇所に近寄つてはならない旨を見やすい箇所に表示することその他の方により禁止しなければならない。

第五章

**第一十五條** 令第一二十一條第一号の算生

**第二十六条** 事業者は、前条の屋内作業場について定める土石、岩石、鉱物、金属又は炭素の粉じんを著しく発散する屋内作業場は、常時特定粉じん作業が行われる屋内作業場とする。  
**(粉じん濃度の測定等)**

で、六月以内ごとに一回、定期に、当該作業場における空気中の粉じんの濃度を測定しなければならない。

3  
物中の遊離けい酸の含有率が明らかな場合にあつては、この限りでない。

次条第一項の規定による測定結果の評価が二年以上行われ、その間、当該評価の結果、第一管理区分に区分されることが継続した単位作業場所（令第二十一条第一号の屋内作業場の区域のうち労働者の作業中の行動範囲、有害物の分布等の状況等に基づき定められる作業環境測定のために必要な区域をいう。以下同じ。）につきましては、当該単位作業場所に係る事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下この条において「所轄労働基準監督署長」という。）の許可を受けた場合には、当該粉じんの濃度の測定は、別に厚生労働大臣の定めるところによる

## 第二十六条の二 事業

六 検定を実施した者の氏名  
七 検定結果に基づいて改善措置を講じたときは、当該措置の概要  
(測定結果の評価)

8 所轄労働基準監督署長は、前項の申請書の提出を受けた場合において、第三項の許可をし、又はしないことを決定したときは、遅滞なく、文書で、その旨を当該事業者に通知しなければならない。

9 第三項の許可を受けた事業者は、当該単位作業場所に係るその後の測定の結果の評価により、当該単位作業場所が第一管理区分でなくなつたときは、遅滞なく、文書で、その旨を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

10 所轄労働基準監督署長は、前項の規定による報告を受けた場合及び事業場を臨検した場合において、第三項の許可に係る単位作業場所について第一管理区分を維持していないないと認めたときは又は維持することが困難であると認めたときは、遅滞なく、当該許可を取り消すものとする。

11 事業者は、第一項から第三項までの規定による判定を行つたときは、その都度、次の事項を

2 ない。

事業者は、前項の規定による評価を行つたときは、その都度次の事項を記録して、これを七  
二 管理区分又は第三管理区分に区分することにより当該測定の結果の評価を行わなければなら  
年間保存しなければならない。

一 評価日時

二 評価箇所

三 評価結果

四 評価を実施した者の氏名  
(評価の結果に基づく措置)

第二十六条の三 事業者は、前条第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所については、直ちに、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講じ、当該場所の管理区分が第一管理区分又は第二管理区分となるようにしなければならない。

事業者は、前項の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、同項の場所について当該粉じんの濃度を測定し、及びその結果の評価を行わなければならない。

事業者は、第一項の場所については、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させるほか、健康診断の実施その他労働者の健康の保持を図るために必要な措置を講ずるとともに、前条第二項の規定による評価の記録、第一項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を次に掲げるいずれかの方法によつて労働者に周知させなければならない。

一 常時各作業場の見やすい場所に掲示し、又は備え付けること。

二 書面を労働者に交付すること。

三 事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に係る記録媒体をいう。以下同じ。)をもつて調製するファイルに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること。

4 事業者は、第一項の場所において作業に從事する者（労働者を除く。）に対し、当該場所については、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させなければならない。

**第二十六条の三の二** 事業者は、前条第二項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所（同条第一項に規定する措置を講じていないこと又は当該措置を講じた後同条第二項の評価を行っていないことにより、第一管理区分又は第二管理区分となつていらないものを含み、第五項各号の措置を講じているものを除く。）については、遅滞なく、次に掲げる事項について、事業場における作業環境の管理について必要な能力を有すると認められる者（当該事業場に属さない者に限る。以下この条において「作業環境管理専門家」という。）の意見を聴かなければならぬ。

一 当該場所について、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するために必要な措置を講ずることにより第一管理区分又は第一管理区分とすることの可否

二 当該場所について、前号において第一管理区分又は第二管理区分とすることが可能な場合における作業環境を改善するために必要な措置の内容

3 事業者は、前項の第三管理区分に区分された場所について、同項第一号の規定により作業環境管理専門家が第一管理区分又は第二管理区分とすることが可能と判断した場合は、直ちに、当該場所について、同項第二号の事項を踏まえ、第一管理区分又は第二管理区分とするために必要な措置を講じなければならない。

事業者は、前項の規定による措置を講じたときは、その効果を確認するため、同項の場所について、当該粉じんの濃度を測定し、及びその結果を評価しなければならない。

事業者は、第一項の第三管理区分に区分された場所について、前項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場合又は第一項第一号の規定により作業環境管理専門家が当該場所を第一管理区分若しくは第二管理区分とすることが困難と判断した場合は、直ちに、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該場所について、厚生労働大臣の定めるところにより、労働者の身体に装着する試料採取器等を用いて行う測定その他の方法によ

る測定（以下この条及び第二十六条の三の四において「個人サンプリング測定等」という。）により、粉じんの濃度を測定し、厚生労働大臣の定めるところにより、その結果に応じて、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること（当該場所において作業の一部を請負人に請け負わせる場合にあっては、労働者に有効な呼吸用保護具を使用させ、かつ、当該請負人に對し、有効な呼吸用保護具を使用する必要がある旨を周知させること）。ただし、前項の規定による測定（当該測定を実施していない場合（第一項第一号の規定による測定）を個人サンプリング測定等により実施した場合は、当該測定をもつて、この号における個人サンプリング測定等とすることができる。

## 二 前号の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）について、当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定め

る方法により確認し、その結果を記録し、これを三年間保存すること。

## 二 前号の呼吸用保護具（面体を有するものに限る。）について、当該呼吸用保護具が適切に装着されていることを厚生労働大臣の定め

る方法により確認し、その結果を記録し、これを三年間保存すること。

## 四 第一項の規定による作業環境管理専門家の意見の概要、第二項の規定に基づき講ずる措置及び前項の規定に基づく評価の結果を、前

三条の規定による評価の結果、第二管理区分に区分された場所については、施設、設備、作業工程又は作業方法の点検を行い、その結果に基づき、施設又は設備の設置又は整備、作業工程又は作業方法の改善その他作業環境を改善するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第二十六条の三の四

事業者は、第二十六条の三の四に規定する作業環境測定士（昭和四十年労働省令第二十四号）別表第十一の三に掲げる検定職種のうち、化学分析に係る一級の技能検定に合格した者（当該者が所属する事業場で採取された試料の分析を行なう場合に限る。）

## 二 評価箇所

## 三 評価結果

## 四 評価を実施した者の氏名

## 第五 测定結果

## 六 测定を実施した者の氏名

## 七 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使

## 用させたときは、当該呼吸用保護具の概要

## 事業者は、第四項の措置を講ずべき場所に係

## る前条第二項の規定による評価及び第三項の規

## 定による評価を行ったときは、次の事項を記録

## し、これを七年間保存しなければならない。

## 一 評価日時

## 二 評価箇所

## 三 評価結果

## 四 評価を実施した者の氏名

## 第五 测定結果

## 六 测定を実施した者の氏名

## 七 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使

## 用させたときは、当該呼吸用保護具の概要

## 事業者は、第四項の措置を講ずべき場所に係

## る前条第二項の規定による評価及び第三項の規

## 定による評価を行ったときは、次の事項を記録

## し、これを七年間保存しなければならない。

## 一 評価日時

## 二 評価箇所

## 三 評価結果

## 四 評価を実施した者の氏名

## 第五 测定結果

## 六 测定を実施した者の氏名

## 七 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使

## 用させたときは、当該呼吸用保護具の概要

## 事業者は、第四項の措置を講ずべき場所に係

## る前条第二項の規定による評価及び第三項の規

## 定による評価を行ったときは、次の事項を記録

## し、これを七年間保存しなければならない。

## 一 評価日時

## 二 評価箇所

## 三 評価結果

## 四 評価を実施した者の氏名

## 第五 测定結果

## 六 测定を実施した者の氏名

## 七 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使

## 用させたときは、当該呼吸用保護具の概要

## 事業者は、第四項の措置を講ずべき場所に係

## る前条第二項の規定による評価及び第三項の規

## 定による評価を行ったときは、次の事項を記録

## し、これを七年間保存しなければならない。

## 一 評価日時

## 二 評価箇所

## 三 評価結果

## 四 評価を実施した者の氏名

## 第五 测定結果

## 六 测定を実施した者の氏名

## 七 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使

## 用させたときは、当該呼吸用保護具の概要

## 事業者は、第四項の措置を講ずべき場所に係

## る前条第二項の規定による評価及び第三項の規

## 定による評価を行ったときは、次の事項を記録

## し、これを七年間保存しなければならない。

## 一 評価日時

## 二 評価箇所

## 三 評価結果

## 四 評価を実施した者の氏名

## 第五 测定結果

## 六 测定を実施した者の氏名

## 七 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使

## 用させたときは、当該呼吸用保護具の概要

## 事業者は、第四項の措置を講ずべき場所に係

## る前条第二項の規定による評価及び第三項の規

## 定による評価を行ったときは、次の事項を記録

## し、これを七年間保存しなければならない。

## 一 評価日時

## 二 評価箇所

## 三 評価結果

## 四 評価を実施した者の氏名

## 第五 测定結果

## 六 测定を実施した者の氏名

## 七 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使

## 用させたときは、当該呼吸用保護具の概要

## 事業者は、第四項の措置を講ずべき場所に係

## る前条第二項の規定による評価及び第三項の規

## 定による評価を行ったときは、次の事項を記録

## し、これを七年間保存しなければならない。

## 一 評価日時

## 二 評価箇所

## 三 評価結果

## 四 評価を実施した者の氏名

## 第五 测定結果

## 六 测定を実施した者の氏名

## 七 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使

## 用させたときは、当該呼吸用保護具の概要

## 事業者は、第四項の措置を講ずべき場所に係

## る前条第二項の規定による評価及び第三項の規

## 定による評価を行ったときは、次の事項を記録

## し、これを七年間保存しなければならない。

## 一 評価日時

## 二 評価箇所

## 三 評価結果

## 四 評価を実施した者の氏名

## 第五 测定結果

## 六 测定を実施した者の氏名

## 七 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使

## 用させたときは、当該呼吸用保護具の概要

## 事業者は、第四項の措置を講ずべき場所に係

## る前条第二項の規定による評価及び第三項の規

## 定による評価を行ったときは、次の事項を記録

## し、これを七年間保存しなければならない。

## 一 評価日時

## 二 評価箇所

## 三 評価結果

## 四 評価を実施した者の氏名

## 第五 测定結果

## 六 测定を実施した者の氏名

## 七 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使

## 用させたときは、当該呼吸用保護具の概要

## 事業者は、第四項の措置を講ずべき場所に係

## る前条第二項の規定による評価及び第三項の規

## 定による評価を行ったときは、次の事項を記録

## し、これを七年間保存しなければならない。

## 一 評価日時

## 二 評価箇所

## 三 評価結果

## 四 評価を実施した者の氏名

## 第五 测定結果

## 六 测定を実施した者の氏名

## 七 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使

## 用させたときは、当該呼吸用保護具の概要

## 事業者は、第四項の措置を講ずべき場所に係

## る前条第二項の規定による評価及び第三項の規

## 定による評価を行ったときは、次の事項を記録

## し、これを七年間保存しなければならない。

## 一 評価日時

## 二 評価箇所

## 三 評価結果

## 四 評価を実施した者の氏名

## 第五 测定結果

## 六 测定を実施した者の氏名

## 七 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使

## 用させたときは、当該呼吸用保護具の概要

## 事業者は、第四項の措置を講ずべき場所に係

## る前条第二項の規定による評価及び第三項の規

## 定による評価を行ったときは、次の事項を記録

## し、これを七年間保存しなければならない。

## 一 評価日時

## 二 評価箇所

## 三 評価結果

## 四 評価を実施した者の氏名

## 第五 测定結果

## 六 测定を実施した者の氏名

## 七 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使

## 用させたときは、当該呼吸用保護具の概要

## 事業者は、第四項の措置を講ずべき場所に係

## る前条第二項の規定による評価及び第三項の規

## 定による評価を行ったときは、次の事項を記録

## し、これを七年間保存しなければならない。

## 一 評価日時

## 二 評価箇所

## 三 評価結果

## 四 評価を実施した者の氏名

## 第五 测定結果

## 六 测定を実施した者の氏名

## 七 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使

## 用させたときは、当該呼吸用保護具の概要

## 事業者は、第四項の措置を講ずべき場所に係

## る前条第二項の規定による評価及び第三項の規

## 定による評価を行ったときは、次の事項を記録

## し、これを七年間保存しなければならない。

## 一 評価日時

## 二 評価箇所

## 三 評価結果

## 四 評価を実施した者の氏名

## 第五 测定結果

## 六 测定を実施した者の氏名

## 七 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使

## 用させたときは、当該呼吸用保護具の概要

## 事業者は、第四項の措置を講ずべき場所に係

## る前条第二項の規定による評価及び第三項の規

## 定による評価を行ったときは、次の事項を記録

## し、これを七年間保存しなければならない。

## 一 評価日時

## 二 評価箇所

## 三 評価結果

## 四 評価を実施した者の氏名

## 第五 测定結果

## 六 测定を実施した者の氏名

## 七 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使

## 用させたときは、当該呼吸用保護具の概要

## 事業者は、第四項の措置を講ずべき場所に係

## る前条第二項の規定による評価及び第三項の規

## 定による評価を行ったときは、次の事項を記録

## し、これを七年間保存しなければならない。

## 一 評価日時

## 二 評価箇所

## 三 評価結果

## 四 評価を実施した者の氏名

## 第五 测定結果

## 六 测定を実施した者の氏名

## 七 測定結果に応じた有効な呼吸用保護具を使

## 用させたときは、当該呼吸用保護具の概要

## 事業者は、第四項の措置を講ずべき場所に係

## る前条第二項の規定による評価及び第三項の規

## 定による評価を行ったときは、次の事項を記



附 則（平成二六年六月二五日厚生労働省令第七〇号）  
この省令は、平成二十六年七月三十日から施行する。  
**附 則**（平成二七年八月一〇日厚生労働省令第一三一号）抄  
(施行期日)  
1 この省令は、平成二十七年十月一日から施行する。  
**附 則**（平成二九年四月一日厚生労働省令第五八号）抄  
(施行期日)  
1 この省令は、平成二十九年六月一日から施行する。  
**附 則**（令和二年六月一五日厚生労働省令第一二八号）抄  
(施行期日)  
1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。  
**附 則**（令和二年一二月一五日厚生労働省令第二〇八号）抄  
(施行期日)  
1 この省令は、公布の日から施行する。  
**第二条** (経過措置) この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。  
2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。  
**附 則**（令和四年四月一五日厚生労働省令第八二号）抄  
(施行期日)  
1 この省令は、令和五年四月一日から施行する。  
**附 則**（令和四年五月三一日厚生労働省令第九一号）抄  
(施行期日)  
1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。た  
だし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定  
める日から施行する。  
第一条 第二条、第四条、第六条、第八条、第十  
一条、第十二条及び第十四条の規定 令和五年  
四月一日

二 第三条、第五条、第七条、第九条、第十二条、第十三条及び第十五条の規定 令和六年四月一日  
 (様式に関する経過措置)

この省令(附則第一条第一号に掲げる規定については、当該規定(第四条及び第八条に定する)。以下同じ。)の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

(罰則に関する経過措置)

附則第一条各号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(令和五年三月二七日厚生労働省令第二九号)抄

(施行期日)  
 第一条 この省令は、令和五年十月一日から施行する。

附則(令和五年二月二七日厚生労働省令第一六五号)抄

(施行期日)  
 この省令は、公布の日から施行する。

附則(令和五年四月二十四日厚生労働省令第七〇号)抄

(施行期日)  
 この省令は、令和八年十月一日から施行する。

附則(令和六年三月一八日厚生労働省令第四四号)抄

(施行期日)  
 この省令は、令和八年十月一日から施行する。

別表第一(第二条、第三条関係)  
 一 鉱物等(湿潤な土石を除く。)を掘削する場所における作業(次号に掲げる作業を除く。)。ただし、次に掲げる作業を除く。

イ 坑外の、鉱物等を湿式により試錐する場所における作業のうち、鉱物等を掘削する場合における作業(次号に掲げる作業を除く。)

ロ 屋外の、鉱物等を動力又は発破によらないで掘削する場所における作業

イ 坑外の、鉱物等を湿式による作業(湿潤なものを除く。)を積み卸す場所における作業(次号に掲げる作業を除く。)

二 鉱物等(湿潤なものを除く。)を積載した車の荷台を覆し、又は傾けすことにより鉱物等(湿潤なものを除く。)を積み卸す場所における作業(次号に掲げる作業を除く。)

三 坑内の、鉱物等を破碎し、粉砕し、ふるい分け、積み込み、又は積み卸す場所における作業(次号に掲げる作業を除く。)

十一 粉状のアルミニウム又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工

作業(次号に掲げる作業を除く。)。ただし、次に掲げる作業を除く。

イ 湿潤な鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業

ロ 水の中で破碎し、粉砕し、又はふるい分ける場所における作業

三の二、ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業

四、坑内において鉱物等(湿潤なものを除く。)を運搬する作業。ただし、鉱物等を積載した車を牽引する機関車を運転する作業を除く。

五、坑内の、鉱物等(湿潤なものを除く。)を充てんし、又は岩粉を散布する場所における作業(次号に掲げる作業を除く。)

五の二、ずい道等の内部の、ずい道等の建設の作業のうち、コンクリート等を吹き付ける場所における作業

五の三、坑内であつて、第一号から第三号の二まで又は前二号に規定する場所に近接する場所において、粉じんが付着し、又は堆積した機械設備又は電気設備を移設し、撤去し、点検し、又は補修する作業

六、岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場所における作業(第十三号に掲げる作業を除く。)。ただし、火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業を除く。

七、研磨材の吹き付けにより研磨し、又は研磨する場所における作業(第十三号に掲げる作業を除く。)。ただし、火炎を用いて裁断し、又は仕上げする場所における作業を除く。

八、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムを用いて動力により破碎し、粉砕し、又はふるい分けを行ふるい分ける場所における作業(前号に掲げる作業を除く。)

九、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥し、袋詰めし、積み込み、又は積み卸す場所における作業(第三号、第十六号又は第十八号に掲げる作業を除く。)

十、粉状のアルミニウム又は炭素原料を袋詰めする場所における作業

十一、粉状の鉱石又は炭素原料を原料又は材料として使用する物を製造し、又は加工する工

程において、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する場所における作業(次号から第十四号までに掲げる作業を除く。)

十二、ガラス又はほうろうを製造する工程において、原料を混合する場所における作業又は原料若しくは調合物を溶解炉に投げ入れる作業。ただし、水の中で原料を混合する場所における作業を除く。

十三、陶磁器、耐火物、けい藻土製品又は研磨材を製造する工程において、原料を混合し、若しくは成形し、原料若しくは半製品を乾燥し、半製品を台車に積み込み、若しくは半製品若しくは成形し、原料を台車から積み卸し、仕上げてんし、又は岩粉を散布する場所における作業(次号に掲げる作業を除く。)

十四、陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、又は製品を荷造りする場所における作業

十五、水の中で原料を混合する場所における作業

十六、炭素製品を製造する工程において、炭素原料を混合し、若しくは成形し、半製品を炉詰めし、又は半製品若しくは製品を炉に出し、若しくは仕上げする場所における作業。

十七、砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を造型し、砂型を壊し、砂落とし、砂を再生し、砂を混練し、又は鉄ばり等を削り取る場所における作業(第七号に掲げる作業を除く。)。ただし、水の中で砂を再生する作業を除く。

十八、砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を造型し、砂型を壊し、砂落とし、砂を再生し、砂を混練し、又は鉄ばり等を削り取る場所における作業(第七号に掲げる作業を除く。)。ただし、水の中で砂を再生する場所における作業を除く。

十九、船の船倉内で鉱物等(湿潤なものを除く。)をかき落とし、若しくはかき集める作業又は油の中で動力により破碎し、粉砕し、又はふるい分ける場所における作業を除く。

二十、屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、又はアーチを用いてガウジングする作業

二十一、金属を浴射する場所における作業

二十二、染土の付着した蘭草を庫入れし、庫出し、選別調整し、又は製織する場所における作業

二十三、長大ずい道(じん肺法施行規則(昭和三十五年労働省令第六号)別表第二十三号の長大ずい道をいう。別表第三第十七号において同じ。)の内部の、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチブルタイタンバーにより道床を突き固める場所における作業

二十四、陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、又は製品を荷造りする場所における作業

二十五、砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を造型し、砂型を壊し、砂落とし、砂を再生し、砂を混練し、又は鉄ばり等を削り取る場所における作業(第七号に掲げる作業を除く。)。ただし、水の中で砂を再生する場所における作業を除く。

二十六、船の船倉内で鉱物等(湿潤なものを除く。)をかき落とし、若しくはかき集める作業又は油の中で動力により破碎し、粉砕し、又はふるい分ける場所における作業を除く。

二十七、金屬その他無機物を製鍊し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出し、又は鉄込みする場所における作業。ただし、転炉から湯出し、又は金型に鉄込みする場所における作業を除く。

二十八、粉状の鉱物を燃焼する工程又は金屬その他無機物を製鍊し、若しくは溶融する工程における作業

二十九、別表第一(第六号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、岩石又は鉱物を動力(手持式動力工具によるもの)を除く。)により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所

三十、別表第一(第三号又は第三号の二に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、鉱物等を積み卸す箇所

三十一、別表第一(第三号又は第三号の二に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、鉱物等をコンベヤー(ポータブルコンベヤーを除く。以下この号において同じ。)へ積み込み、又はコンベヤーから積み卸す箇所(前号に掲げる箇所を除く。)

おいて、炉、煙道、煙突等に付着し、若しくは堆積した鉱石又は灰をかき落とし、かき集め、積み込み、積み卸し、又は容器に入れ場所における作業

十九、耐火物を用いて窯、炉等を建築し、若しくは修理し、又は耐火物を用いた窯、炉等を解体し、若しくは破碎する作業

二十、屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、又はアーチを用いてガウジングする作業

二十一、染土の付着した蘭草を庫入れし、庫出し、選別調整し、又は製織する場所における作業

二十二、屋内、坑内又はタンク、船舶、管、車両等の内部において、金属を溶断し、又はアーチを用いてガウジングする作業

二十三、長大ずい道(じん肺法施行規則(昭和三十五年労働省令第六号)別表第二十三号の長大ずい道をいう。別表第三第十七号において同じ。)の内部の、ホッパー車からバラストを取り卸し、又はマルチブルタイタンバーにより道床を突き固める場所における作業

二十四、陶磁器を製造する工程において、原料を流し込み成形し、半製品を生仕上げし、又は製品を荷造りする場所における作業

二十五、砂型を用いて鋳物を製造する工程において、砂型を造型し、砂型を壊し、砂落とし、砂を再生し、砂を混練し、又は鉄ばり等を削り取る場所における作業(第七号に掲げる作業を除く。)。ただし、水の中で砂を再生する作業を除く。

二十六、船の船倉内で鉱物等(湿潤なものを除く。)をかき落とし、若しくはかき集める作業又は油の中で動力により破碎し、粉砕し、又はふるい分ける場所における作業を除く。

二十七、金屬その他無機物を製鍊し、又は溶融する工程において、土石又は鉱物を開放炉に投げ入れ、焼結し、湯出し、又は鉄込みする場所における作業。ただし、転炉から湯出し、又は金型に鉄込みする場所における作業を除く。

二十八、粉状の鉱物を燃焼する工程又は金屬その他無機物を製鍊し、若しくは溶融する工程における作業

二十九、別表第一(第六号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、岩石又は鉱物を動力(手持式動力工具によるもの)を除く。)により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所

三十、別表第一(第三号又は第三号の二に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、鉱物等を積み卸す箇所

三十一、別表第一(第三号又は第三号の二に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、鉱物等をコンベヤー(ポータブルコンベヤーを除く。以下この号において同じ。)へ積み込み、又はコンベヤーから積み卸す箇所(前号に掲げる箇所を除く。)

五、別表第一(第六号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、岩石又は鉱物を動力(手持式又は可搬式動力工具によるもの)を除く。)により裁断し、彫り、又は仕上げする箇所

六、別表第一(第六号又は第七号に掲げる作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、研磨材の箇所

七 別表第一第七号に掲げる作業に係る粉じん  
鉱物を彫る箇所 吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは

発生源のうち、屋内の、研磨材を用いて動力工具又は可搬式動力工具によるものを除く。により、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばり取りし、又は金属を裁断する箇所

別表第一第九号又は第十号に掲げる作業による発生物のうち、屋内の、鉱物等、炭素原料又はアルミニウムはくを動力（手持式動力工具によるものを除く。）により破碎し、粉碎し、又はふるい分ける箇所

十  
別表第一第十一号に掲げる作業に係る粉じ  
ト、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原  
料、炭素製品、アルミニウム若しくは酸化チ  
タンを袋詰めする箇所

ん発生源のうち、屋内の、粉状の鉱石、炭素原料又はこれらを含む物を混合し、混入し、又は散布する箇所

の、原料を混合する箇所  
十二 別表第一第十三号に掲げる作業に係る粉  
じん発生源のうち、耐火レンガ又はタイルを  
製造する工程において、屋内の、原料（温潤  
なものを除く。）を動力により成形する箇所

十三 別表第一、第十三号又は第十四号に掲げる  
作業に係る粉じん発生源のうち、屋内の、半  
製品又は製品を動力（手持式動力工具による  
ものを除く。）により仕上げする箇所

じん発生源のうち、屋内の、型ばらし装置を用いて砂型を壊し、若しくは砂落とし、又は動力（手持式動力工具によるものを除く。）により砂を再生し、砂を混練し、若しくは鉄ぱり等を削り取る箇所

十五 別表第一第二十一号に掲げる作業に係る  
粉じん発生源のうち、屋内の、手持式溶射機  
を用いないで金属を溶射する箇所

別表第一第一号に掲げる作業のうち、坑外において、衝撃式削岩機を用いて掘削する作業

二 別表第一第二号から第三号の二までに掲げる作業のうち、屋内又は坑内の、鉱物等を積載した車の荷台を覆し、又は傾げることによ

り鉱物等を積み卸す場所における作業（次号に掲げる作業を除く。）  
二の二 別表第一第三号の二に掲げる作業のうち、動力を用いて鉱物等を積み込み、又は積み卸す場所における作業

三 別表第一第五号に掲げる作業  
三の二 別表第一第五号の二に掲げる作業  
三の三 別表第一第五号の三に掲げる作業  
四 別表第一第六号に掲げる作業のうち、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物

五 別表第一第六号又は第七号に掲げる作業のうち、屋外の、研磨材の吹き付けにより、研磨し、又は岩石若しくは鉱物を彫る場所における作業

内、坑内又はタンク、船管、車両等の内部において、手持式又は可搬式動力工具で磨材を用いたものに限る。次号において同じ。)を用いて、岩石、鉱物若しくは金属を研磨し、若しくはばかり取りし、又は金属を

六の二 別表第一第七号に掲げる作業のうち、屋外において、手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を研磨し、又はばり取りする作業

七 別表第一第三号又は第八号に掲げる作業のうち、手持式動力工具を用いて、鉱物等を破碎し、又は粉碎する作業

八 いて、炭素原料又はアルミニウムはくを破碎し、又は粉碎する作業  
別表第一第九号に掲げる作業のうち、セメント、フライアッシュ又は粉状の鉱石、炭素原料若しくは炭素製品を乾燥するため乾燥設

備の内部に立ち入る作業又は屋内において、これらの物を積み込み、若しくは積み出す作業

の内部に立ち入る作業又は窓の内部に立ち入る作業

十一 別表第一第十五号に掲げる作業のうち、

様式第1号の2（第3条の2関係）

式様第1号の2 (第2条の2関係)	
紛糾じん害防止規則適用除外認定申請書 (新規認定・更新)	
事 業 の 種 類	
事 業 地 の 名 称	郵便番号 ( )
事 業 場 の 所 在 地	電話 ( )
中国に係る特定期間にて作業の内容	
中国に係る認定した作業に常に	

様式第4号(各種規則)		約1年障害防止規則一括認定外認定申請		
学 年 の 順 次	事 業 場 の 名 称	事 業 場 の 所 在 地	問合 ( )	
認 認	別紙第1号別区分	作 業 の 内 容	就 事 作 業 者	労 動 者 数
物 件	区分1から区分4までの種類	内 容	内 容	内 容
設 置 等	設置等の状況が該当する場合は記入			
使 用 す る そ の う ち	使用するものとその構成の概要			

年月日 事業者登録氏名  
労働基準監督署長  
備考  
1 「事業の種類」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。  
2 「特定物品に発生する有機蒸又は設備の概要」及び「設備等を扱うこと  
難である理由」の欄に、具体的に記入し、写真、図面等を添付すること。  
3 この申請書に記載しきれない事項については、別紙に記載して提出すること。

様式第3号(第26条関係)		
粉じん測定特許申請書		
事業の種類	事業場の名称	事業場の所在地
		電話 ( )
申請に係る単位作業場所における粉じん作業	作業の内容	従事労働者数
		(うち)少者 名

年 月 日  
劳働基準監視官  
事業者職氏名  
備 考 「事業の範囲」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。  
1 「申請に係る作業場所における粉じん作業」の欄は、二以上の単位作業場所について申請を行う場合にあっては、単位作業場所ごとに記入すること。  
2 「作業内容」の欄は、細らしく障害の原因(昭和54年労働省告示第1号)別表第一の各号のいずれに該当するかを記入すること。  
3 「作業内容」の欄は、細らしく障害の原因(昭和54年労働省告示第1号)別表第一の各号のいずれに該当するかを記入すること。  
4 この申請に記載しきれない事項については、別紙に記載して添付すること。

■ 本規程は、原則として上記範囲に限ることとする。

2 「測量標」の欄には、原則として上記範囲を除くものとして、下町を行った場合には、各々に勘定し測定例示圖可申請書(様式第2号)に記載する測定標の記述を記入することとする。

3 「一日の測定」の欄は、一日の測定の範囲中内河航行の場合は、測定測量の所定の平均水位に、及びは船上測量の測定の後何回か測定をされれば記入することとし、なお、「二日目の測定」の欄は、測定測量を行わない場合には記入しないこととする。

4 「測定結果」の欄は、二以上の測定において測定を行った場合には、そのうちの最大値を記入することとし、なお、「B測定結果」の欄は、当該測定を行わなかった場合には記入しないこととする。

式様5号(第26条の3の規定)(表面)		第三管轄区分別賃貸状況	
事業の種類			
事業場の名前	登録番号( )		
事業場の所在地	電話( )		
空き部屋数	人		
第4回定期区分に区分され、又は、他の区分に区分されたときに記入する			
戸数・建物番号		年月日	
戸名		年月日	
所有者・賃借人等の氏名		年月日	
登録料金管理会員登録料金		年月日	
正見概要		の場合は、必要な記載欄	
所有権移転登記の有無			
所有権登記済の場合は登記の年月			

## 様式第5号(第26条の3の3関係)(裏面)

## 備考

- ① 「事業の内容」の欄は、日本標準産業分類の中分類により記入すること。
  - ② 未記載の事項を記入すること。
- ③ 既に登録した作業管理登録番号、特に登録登記規則第36条の1項に規定する事業者における作業場の運営について必要な能力を有することを示すものとする。
- ④ 作業場登録申請書の「登記」と「登記の内容を明らかにする書類」。
- ⑤ 本登記に係る作業場登録の結果及びその登記にあつて記録の写し。
- ⑥ 既に登録した作業管理登録番号及び登記登記規則第36条の1項に規定する事業者における作業場の運営について必要な能力を有する人アソシエイト責任者等の認定登録の写し。
- ⑦ 既に登録した作業管理登録番号及び登記登記規則第36条の1項に規定する事業者における作業場の運営について必要な能力を有する人アソシエイト責任者等の認定登録の写し。
- ⑧ 既に登録した作業管理登録番号及び登記登記規則第36条の1項に規定する事業者における作業場の運営について必要な能力を有する人アソシエイト責任者等の認定登録の写し。